

議案の審議結果

種類	結果	原案 可決	認定	同意	合計
予 算		6			6
条 例		14			14
事 件		20	2	14	36
意 見 書		6			6
計		46	2	14	62

12月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計62議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、12月20日に議決された。

議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

知事提出議案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
95	令和5年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	一般会計歳入歳出決算 予算現額 2兆3,270億4,501万9,772円 収入済額 2兆2,088億1,226万6,372円 支出済額 2兆1,667億8,013万9,523円 翌年度へ繰り越すべき財源 70億5,532万5,686円 実質収支額 349億7,680万1,163円 前年度実質収支額 408億4,258万9,415円 単年度収支額 △58億6,578万8,252円 特別会計歳入歳出決算 予算現額 1兆2,587億4,141万7,471円 収入済額 1兆2,470億2,706万5,018円 支出済額 1兆2,416億678万6,482円 翌年度へ繰り越すべき財源 2億1,215万4,512円 実質収支額 52億812万4,024円 前年度実質収支額 84億3,414万6,791円 単年度収支額 △32億2,602万2,767円	認 定
96	令和5年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計決算 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計決算 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計決算 令和5年度埼玉県地域整備事業会計決算 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計決算	認 定
121	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出補正予算額 9億5,707万2千円 累計額 2兆1,294億8,795万2千円 繰越明許費の補正 追加 17件 変更 23件 債務負担行為の補正 追加 26件 変更 11件	原案可決
122	令和6年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出補正予算額 54億1,271万7千円 累計額 560億5,254万1千円	原案可決

123	令和6年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正 追加 1件 変更 2件	原案可決
124	令和6年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正 追加 2件 変更 3件	原案可決
125	令和6年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	業務の予定量 補正予定量 △4億8,138万9千円 累計額 42億997万4千円 資本的収入及び支出 補正予定額 △4億8,138万9千円 累計額 47億1,688万9千円 継続費の補正 1件	原案可決
126	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等しようとするものである。	原案可決
127	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしようとするものである。	原案可決
128	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備をしようとするものである。	原案可決
129	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。	原案可決
130	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法と埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例における雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化しようとするものである。	原案可決
131	特定都市河川浸水被害対策法施行条例	中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めようとするものである。	原案可決
132	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定しようとするものである。	原案可決
133	埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例	水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定しようとするものである。	原案可決

134	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定めるとともに保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止する等をしようとするものである。	原案可決
135	工事請負契約の締結について	工事名 埼玉県防災行政無線設備県庁統制局監視制御設備等再整備工事 施工箇所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号ほか245箇所 履行期限 令和8年3月31日 請負金額 22億8,470万円 請負業者 NEC ネットエスアイ株式会社ほか1社	原案可決
136	工事請負契約の締結について	工事名 河川改修(国補)工事(飯盛川排水機場増設部ポンプ設備製作・設置工) 施工箇所 一級河川飯盛川坂戸市大字小沼地内 履行期限 令和9年3月26日 請負金額 15億1,250万円 請負業者 株式会社荏原製作所	原案可決
137	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
138	当せん金付証票の発売について	公共事業等の費用の財源に充てるため、令和7年度中において発売する全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを発売しようとするものである。	原案可決
139	指定管理者の指定について	埼玉会館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
140	指定管理者の指定について	埼玉県立児童養護施設おおりの管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
141	指定管理者の指定について	埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
142	指定管理者の指定について	埼玉県みどりの村の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
143	指定管理者の指定について	大宮公園の一部の区域の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
144	指定管理者の指定について	埼玉スタジアム2002公園の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。	原案可決
145	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
146	荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係13市町の負担額について	荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
147	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について	中川流域下水道の維持管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
148	荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決

149	荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費の関係5市の負担額について	令和7年度から県が行う荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
150	荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係13市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
151	中川流域下水道の設置等に要する経費の関係15市町の負担額について	令和7年度から県が行う中川流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
152	古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について	令和7年度から県が行う古利根川流域下水道の設置等に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
153	荒川上流流域下水道の設置等に要する経費の関係2市町の負担額について	令和7年度から県が行う荒川上流流域下水道の設置等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
154	市野川流域下水道の設置等に要する経費の関係3町の負担額について	令和7年度から県が行う市野川流域下水道の設置等に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めようとするものである。	原案可決
155	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出補正予算額 累計額 66億4,482万2千円 2兆1,361億3,277万4千円	原案可決
156	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正をしようとするものである。	原案可決
157	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会の勧告に基づき、学校職員の給与の改定をするための改正をしようとするものである。	原案可決
158	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正をしようとするものである。	原案可決
159	埼玉県教育委員会委員の任命について	埼玉県教育委員会委員戸所弘の任期は、令和6年12月26日で満了となるが、後任として今井房子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
160	埼玉県収用委員会委員の任命について	埼玉県収用委員会委員中村達也の任期は、令和6年12月25日で満了となるが、後任として山崎祐史を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
161	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	埼玉県収用委員会予備委員に高松佳子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同意
162	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員小川優子の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び小川優子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同意

163	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員長嶺拓夫の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び嶺拓夫を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
164	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員高坂祐顕の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び高坂祐顕を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
165	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員中野道王の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び中野道王を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
166	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員松浦宏昭の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び松浦宏昭を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
167	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員安部智子の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び安部智子を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
168	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員亀井美登里の任期は、令和6年12月21日で満了となるが、再び亀井美登里を同委員に任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
169	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に関口和正を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
170	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に岡本千代を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
171	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に高橋幸雄を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意
172	埼玉県公害審査会委員の任命について	埼玉県公害審査会委員に小坂久仁子を任命することについて同意を得ようとするものである。	同	意

議員提出議案（条例・意見書）

議第41号議案

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることでその解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする。

(啓発)

第五条 県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行うものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第六条 県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(教育)

第七条 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職員に対する研修)

第八条 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、第五条から第八条までに規定する拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

原案可決

議第 42 号議案

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 求償権 保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、そ

の保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

五 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合にあつては、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

三 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画又は同法第三十二条の二第三項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画

四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

五 産業競争力強化法第百三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この号において「中小機構」という。）が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第二号の規定により中小機構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

八 その他前各号に準ずるものとして知事が適当と認める事業の再生又は債務の弁済に関する計画
（意見聴取）

第四条 知事は、前条第一項の規定による申出があつた場合は、中小企業者等の事業の再生その他必要な事項について専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（報告）

第五条 知事は、第三条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

不動産登記法第14条第 1 項に基づく登記所備付地図の早期集中的な整備を求める意見書

不動産登記法第14条第 1 項は、各登記所には土地の位置及び区画を明確に表す地図（以下「登記所備付地図」という。）を備え付けなければならないとしている。

また、同条第 4 項では、この登記所備付地図が整備されるまでの代替措置として、当該地図に準ずる図面を備え付けることができるとしており、いわゆる公図が用いられている。しかし、公図は明治時代に作成されたものが多く、当時の測量技術が低かったことなどから、現況と大きく異なる場合がある。

災害発生時の復旧・復興作業や公共事業の円滑化・迅速化に大きな役割を果たし、適切な課税やまちづくり、不動産流通の観点からも重要である登記所備付地図は、昭和26年に制定された国土調査法に基づく地籍調査により整備が進められてきた。

しかし、令和 5 年度末の進捗率は、国有林等を除いた要調査面積の53%にとどまっており、土地所有者等の探索や筆界の確認に時間を要すること、調査の実施を担う市町村における人材が不足していること、事業費の制約といった課題がある。

このような中、現地立合いの負担軽減や測量作業の効率化に資するものとして、レーザ光や衛星測位システムを用いた航空レーザ測量等による「リモートセンシングデータ」の活用が挙げられるが、その活用の範囲は、測量制度の向上により、従来の対象である山村部に加えて、今年度からは農用地にも拡大された。

また、法務省は、登記官による助言など市町村の地籍調査への協力を行っており、困難度の高い地図混乱地域においては地図作成事業を実施している。

登記所備付地図の重要性に鑑みれば、これらの取組みの更なる推進も含め、国による課題への対応により、整備を加速させることは不可欠である。

よって、国においては、全国の登記所備付地図を早期に整備するための具体的な工程を示すとともに、リモートセンシングデータの活用推進や市町村への更なる支援、事業費の確保など地籍調査の強化の推進や、地図作成事業対象区域の大幅な拡充を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年12月20日

埼 玉 県 議 会 議 長

衆	議	院	議	長	} 様			
参	議	院	議	長				
内	閣	総	理	大		臣		
総	務	大	臣					
法	務	大	臣					
財	務	大	臣					
国	土	交	通	大		臣		
国	土	強	靱	化	担	当	大	臣

原案可決

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が昨年 3 月に発表した調査によると、全国の 15 歳から 64 歳までの年齢層において、50 人に 1 人程度がひきこもり状態にあると考えられており、全国のひきこもり当事者の数は約 146 万人と推計されている。

このうち、ひきこもり状態になってから 7 年以上の者は約 2 割に上る。不登校からの持ち上がりなど本人の努力だけでは状況の改善が難しい当事者が増えているとの切実な声が上がっており、ひきこもり

の長期化によって、心身の健康に深刻な影響が生じ、社会生活の再開がより困難になることが懸念されている。

更に、この調査における40歳から64歳の年齢層の当事者は約85万人を占めており、本人の生活を支えてきた親も高齢となり、病気や要介護状態をきっかけに、一家が生活困窮に陥り社会的に孤立する「8050問題」や、親が亡くなった後の当事者への支援などが大きな課題となっている。

ひきこもり状態になったきっかけは、退職、感染症の流行、健康問題、不登校、人間関係、介護・看護など様々であり、それぞれがおかれた事情も異なることから、支援は当事者の意思を十分に尊重して行われるべきであり、障害や疾病の有無にかかわらず、誰もが適切な支援を安心して受けられる体制の整備が求められている。

本県では令和4年3月に埼玉県ひきこもり支援に関する条例を制定し、市町村や民間支援団体等と相互に連携を図りながら、民間支援団体等による伴走型の支援の推進などひきこもり支援に関する施策を総合的に実施しているが、この問題は国と地方自治体が連携して支援の充実を図る必要があり、国において、ひきこもりを社会的な課題として位置付け、支援に係る基本的な方向性を定めるとともに、関係する制度や政策を体系化することが重要である。

よって、国においては、ひきこもり支援に関する施策を総合的に推進するための基本法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	
共生・共助担当大臣	

原案可決

議第45号議案

慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、たばこなどの有害物質に起因する肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主な症状として緩やかに呼吸障害が進行する疾患である。

厚生労働省の調査では全国のCOPDによる死亡者は約1万7千人に上り、身体活動性の低下によってフレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大することや、循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど他の疾患との関連性も指摘されている。厚生労働省では、健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である疾患としてCOPDを位置付けている。

また、有識者による「日本COPD疫学研究（NICE study）」によれば、国内のCOPD患者は約530万人と推定されているが、そのうち9割以上は適切な治療を受けていないと考えられている。

このため、COPDの早期受診や早期治療への取組みを強化することは重要である。

よって、国においては、COPDの潜在的な患者に対し、重症化等を予防するための適切な対応を行うため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 医療機関でCOPDを診断するスパイロメーターの配備や、使用方法に係る研修等の実施、画像検査とプログラム医療機器を用いて肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発・普及など、地域におけるCOPDの検査体制を強化すること。
- 2 受診勧奨に係るインセンティブ制度の構築、重症化や増悪を抑えるためのインフルエンザワクチン

や肺炎球菌ワクチンの積極的活用に向けた検討の促進、新規治療薬開発のサポート体制の充実など受診勧奨対策や重症化予防対策を推進すること。

- 3 かかりつけ医からの的確な診断や保健指導等による予防対策を強化するとともに、COPDに対する認知度やヘルスリテラシーの向上のために地方自治体が行う普及啓発活動について財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

様

原案可決

議第46号議案

特別支援学校における過密解消に係る財政的措置の更なる充実を求める意見書

令和5年度学校基本調査によると、全国の特別支援学校の在学者数は過去最多の約15万1千人である。本県においても、令和5年の在学者数は過去最多の8,801人であり、このうち知的障害特別支援学校では7,200人と10年間で約4割増加している。

児童生徒の増により、知的障害特別支援学校をはじめ特別支援学校では過密状態となっており、一つの教室を間仕切りして複数のクラスで使用したり、理科室や美術室などの特別教室を普通教室に転換したりするなど、教育環境として深刻な状況が生じている。

本県では、平成19年の特別支援学校制度の創設以来、知的障害特別支援学校を22校設置するとともに、既存知的障害特別支援学校の校舎の増築などの環境整備に取り組んでいるが、児童生徒の増加は著しく、過密状態の解消には至っていない。

国では、在学者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法に基づき、令和3年9月に特別支援学校設置基準を公布し、学校の設置に必要な最低限の基準を示すとともに、既存の学校についても施設や設備の水準を向上させる努力義務を課した。また、既存施設を活用した特別支援学校の改修について、時限的な国庫補助率の引き上げを行っている。

しかし、特別支援学校の設置や運営に係る財政的負担は極めて大きく、今後も児童生徒の増が見込まれる中で過密状況を計画的に解消するためには、新設や増築、既存施設の改修といった施設整備に係る財政上の措置の拡充や、備品購入に係る補助の新設など施策の強化は不可欠である。

よって、国においては、過密状況の解消のために、特別支援学校の設置・運営に係る財政的措置の更なる充実を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
子ども政策担当大臣

様

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

昨年 10 月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に 3 年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきたが、本県議会では、昨年 7 月、制度の円滑な導入のため、支援策の一層の強化や、問題が生じた場合は制度を見直すことなどを求める意見書を提出した。

制度導入から 1 年が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出してきている。さらに、本県議会が要求した負担軽減策も不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではない。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

また、電子帳簿保存法によって、契約書などの電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっている。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

埼玉県議会 議長

衆	議	院	議	長	}	様			
参	議	院	議	長					
内	閣	総	理	大			臣		
総	務	大	臣						
財	務	大	臣						
経	済	産	業	大			臣		
内	閣	官	房	長			官		
経	済	財	政	政			策	担	当

原案可決

教員の長時間勤務の解消や抜本的な処遇改善等を求める意見書

文部科学省の教員勤務実態調査（令和 4 年度）によれば、1 週間の勤務時間がいわゆる過労死ライン

に相当する60時間を超える教員は中学校で約37%、小学校で約14%と全職種平均の約9%を大きく上回り、教員一日当たりの平日の在校等時間は、ほとんどの職種で10時間を超える状況にある。

学校が対応する課題が複雑化・困難化するとともに、少子化や情報化といった家庭や地域をめぐる状況の変化、保護者や地域からの期待の高まりなどによって、教員の業務は増大している。

現在、大量採用された世代の退職や、若手教員の増加に伴う産前産後休業・育児休業取得者の増等によって教員不足が生じており、また、全国の公立学校における令和5年度採用選考の倍率は全試験区分計で3.4倍と過去最低となるなど、人材不足は憂慮すべき状況にある。

本年8月の中央教育審議会の答申では、教職調整額を現在の4%から少なくとも10%以上とすることが必要であるとしているが、現在の勤務実態や業務負担に見合うよう抜本的に処遇を改め、教員を取り巻く状況を改善することで、教職の魅力を高め志望者を増やしていくことは、教育の質の確保に不可欠である。

よって、国においては、教員の長時間勤務の解消や抜本的な処遇改善等に向け、下記の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 教員の負担軽減や学校の指導・運営体制の強化のため、地域や学校の実情等に応じた加配定数の充実や、教員業務支援員等の配置に係る支援の拡充を行うこと。併せて、専門的人材の有効活用にも資する部活動の外部指導者の更なる活用のため支援を強化すること。
- 2 教職の魅力を高め、優れた人材を確保するため、現在の勤務実態や業務負担を踏まえ給与を大幅に引き上げていくなど教員の処遇を抜本的に改善すること。
- 3 上記1及び2とともに、教員の確保・拡充に係る地方自治体が行う施策に対して、財政的措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

埼玉県議会議長

衆	議	院	議	長	} 様
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総		務	大	臣	
財		務	大	臣	
文	部	科	学	大	

原案可決